

# 特別な配慮を必要とする青少年の スカウティングについての報告

-平成 17年度全国大会版 -

平成 17 年 3 月

プログラム委員会  
障害児スカウティング検討チーム



財団法人

**ボーイスカウト日本連盟**

## 本報告書について

「特別な配慮を必要とする青少年のスкауティングに関する報告」は平成16年度に日本連盟プログラム委員会(逢坂伸一委員長)の下に編成をした「障害児スкауティング検討チーム」(安藤正紀プログラム委員・主任)による報告書です。

この報告書は「障害児スкауティングの現況」を調査、分析の上、以下のメンバーによりとりまとめられたものです。

メンバー：

安藤正紀 (プログラム委員・神奈川)  
桜井康博 (東京)  
伊藤芳績 (千葉)  
齋藤裕弘 (埼玉)  
沼倉由美子 (神奈川)

本報告書の中で、下線    のある用語については、巻末の用語説明をご参照ください。

## 目次

I. 障害児とスкауティング	1
1. 新しい障害の定義	1
2. 変わる学校教育	3
3. あたりまえに暮らせる社会へ	4
4. 生涯学習社会の子供たち	4
5. 保護者の願い	5
II. 障害児スкауティングの現状	6
1. 日本アグーナリー	6
2. 現況調査のためのアンケート	7
III. これからの障害児スкауティングの方向性	11
1. 一人ひとりのスкауティング	11
2. 小グループ	11
3. 五感教育	11
4. 保護者とのコミュニケーション	12
5. 子どもの実態とニーズに応じた多様な対応	12
IV. 具体的な実行課題	13
1. 受入に関する具体的な配慮事項について	13
2. 県連盟・日本連盟の支援事項について	13
V. 参考・用語説明	17
1. 世界スカウト会議の決議	17
2. 用語	17

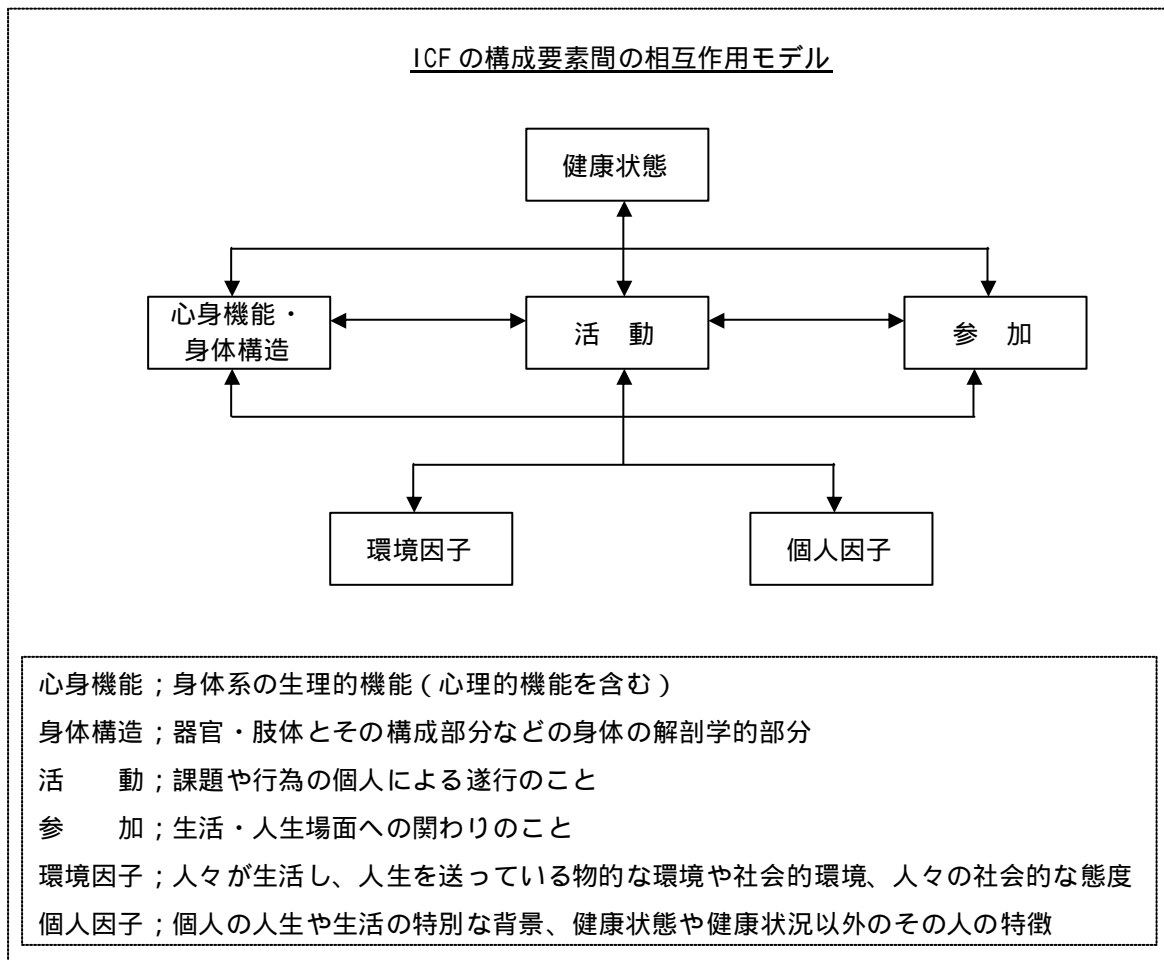
## 1. 障害児とスカウティング

今、障害児者を取り巻く社会的情勢が大きくなうねりの中で変わりつつあります。教育制度も福祉制度も地域で可能な限り制約のない生活を提供する方向へと進んでいます。

### 1. 新しい障害の定義

これは、2001年にWHO(世界保健機構)によって採択され、日本語では「国際生活機能分類」と訳されている障害の新しい定義(ICFモデル)です。

「国際生活機能分類」

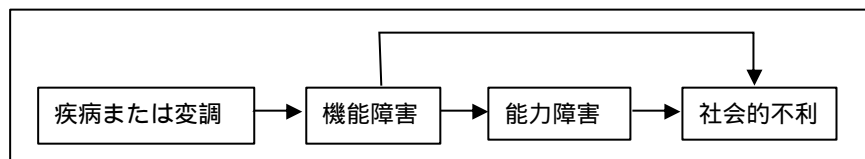


新しい概念は、医学的診断を基礎に置きながらも、障害を「環境」や「社会での活動や参加」との関係でとらえる考え方を大幅に取り入れ、マイナスのイメージを持ちやすい「障害」という言葉を中立的な言葉に変更する等、上図のように各レベルの相互作用で障害を捉えるようになりました。また、この考え方によれば、障害があるために本人の「活動」や「参加」が制限されている状況がある場合、環境を変えることによって「活動」や「参加」を促進させよう、という方向性が出てきます。つまり、障害は本人の意思や状態、本人を取り囲む環境や支援資源等の相互作用によって、流動的に変化をする

ということです。

例えば、車椅子を利用していても、地域ぐるみのユニバーサルデザインによって不便や不利益を被らなければ障害を感じることなく生活ができ、社会での活動や参加が人生を豊かなものにするということです。また、LD（学習障害）と診断された子どもへの対応でも、集団での一斉的な話に加えて個別的に絵を使って説明をしたり、一番前で聞かせたり、苦手な部分のクリアの仕方を用意してあげたりという特別な配慮をすることによって、他の子どもたちとっしょに活動ができ、本人も困った状態を感じることはないということです。

#### 「以前の障害の定義」



障害は一生個人に帰属し、障害は改善・克服するものであるというマイナス的イメージが生じやすい。

### 活躍するLDの人たち

小さいときLDといわれた人で、おとなになって社会で活躍している人はたくさんいます。自閉症の人を描いた『レインマン』という映画で弟役を演じた俳優のトム・クルーズは、自分がLDだったので、この映画にぜひ出演したいと申し出ました。トム・クルーズは学校の頃、bとd、pとqの区別がつかず、また行をとばすなどして、教科書がうまく読めません。高校のときまでLDのための特別な学級に入って、ものすごく努力しました。友達からいじめられたこともあります。…(中略)…

でも、彼は努力家でした。…(中略)…得意なスポーツにはなんでも挑戦しました。自分の弱点をおぎなおうと、集中力もきたえました。俳優試験に合格してからは、せりふをゆっくり読んでおぼえながら、じっくり考えて役のイメージをふくらませ、深めるようにしました。弱点を逆に長所にしようと、ほかの人とはちがった工夫をしたのです。……

子どものためのバリアフリーブック 障害を知る本8  
『LD(学習障害)の子どもたち』  
茂木俊彦 監修 (大月書店)より引用

## 2. 変わる学校教育

### (1) 軽度発達障害児

我が国の学校教育では、障害のある児童・生徒を知的障害、情緒障害、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、そして病虚弱と分類した上で、障害の状況や程度に応じ、通常学級とは異なる学習の場である、盲・ろう・養護学校や、特殊学級において特殊教育を行ってきた。対象となる児童・生徒数は、全児童・生徒のうち約 1.5%であった。

近年、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の軽度発達障害のある児童・生徒について注目されてきた。通常学級に在籍しているこれらの児童・生徒は、知的な遅れはないが、その障害が起因した集団活動からの離脱、コミュニケーションの難しさ、学習理解の偏りなど、特異な様相を示し、特別な配慮がなければ学校における教育活動が成立しない子どもたちである。

通常学級の教員は、従来の教育方法では対応が難しいため、試行錯誤を繰り返してきたが、いじめの対象となってしまうったり、非社会的行動や反社会的行動といった、二次的障害につながってしまう事例も少なくなかった。平成15年文部科学省はこれらの児童・生徒が6.3%、小・中学校の通常学級に在籍していると、調査結果を発表している。

### (2) 特殊教育から特別支援教育へ

我が国の障害児教育は、文部科学省が平成13年に「21世紀の特殊教育の在り方」を、15年に「今後の特別支援教育の在り方について」を提示し、また14年に「障害者基本計画」が閣議決定されるなど、障害児を分けて特別な場で専門家が教育する特殊教育から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育へ、転換が進められている。

対象は従来約 1.5%の障害児に加え、6.3%の軽度発達障害児も加えることになった。

### (3) 特別支援教育

#### 個別の教育支援計画

自立や社会参加に向け、特別な教育支援が必要な児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校教育における指導や支援を内容とする個別の教育支援計画を策定する。

#### 特別支援教育コーディネーター

保護者をはじめ学級担任、教育相談、養護教諭、管理職などの学内や、福祉、医療などとの連絡調整役として、特別支援教育コーディネーターを各学校に位置づける。

#### チームアプローチ、ネットワーク

従来は担任一人で学級の児童・生徒の教育に当たっていたが、特別な教育支援が必要な児童・生徒については、校内の各教員が共通理解のもと役割を明確にし、教育支援にあたること、また必要に応じ外部の福祉、医療、労働、社会教育などの各機関と連携協力のもと、適切な支援を行うことが必要とされている。

### 3. あたりまえに暮らせる社会へ

障害者に対する福祉施策は、平成14年12月に内閣府障害者施策推進本部が示した「重点施策実施5か年計画」があり、さらに平成16年6月の障害者基本法の改正、10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が出されました。その中で示される基本的な考え方は、保護者が中心に介護する仕組みから「障害者のニーズと適正に応じた自立支援」を通じて地域での生活を促進する仕組みへの転換と、障害者による「自己実現・社会貢献」を図ることが重要であるとしました。

これは地域の中で、あたりまえに暮らそうということです。地域の人々の支援を受け、協力し、必要なサービスを自己選択し、地域の資源を最大限に活用し、地域の人々と同じように社会の活動に参加するということです。このことは地域の活性化、地域の再生にも大きな役割を果たすこととなります。

さらに、平成16年12月の国会で、橋本元総理を会長とする超党派議員連盟による議員立法の「発達障害者支援法」が成立しました。これは、小中学校の通常学級に在籍するようなLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥/他動性障害）・高機能自閉症等の子どもたちの早期発見、早期発達支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害児者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図るものです。

このように、障害者を含めた特別な配慮を必要とする児者の地域化・社会化が急速に進展しつつあるだけでなく、地域の資源としての民間団体の協働が求められています。

### 4. 生涯学習社会の子供たち

1965年のユネスコの会議においての提言以来、世界中の人々の教育は、学校教育にばかり頼るのではなく、一生涯、“いつでもどこでもだれでもが学ぶチャンスを持てるような社会の構築”が大切であることが強調されてきました。わが国でも、たとえば、1988年の文部省組織変更によって、それまでの筆頭局であった初等中等教育局が生涯学習局に変更されたのもその現れでしょう。すなわち、わが国の教育行政は、まず、義務教育である小・中学校についての政策を立案し、それに基づいて、その他の部局案が策定されていたのですが、今度は、生涯学習についての事業策定が最優先されるようになったのです。

しかし、その効果は必ずしも順調とはいえないようです。いつでも、学びたいときに学べるチャンスは本当にあるでしょうか。どこにでも学習チャンスがあるでしょうか。誰でもが受け入れられるような学習の場はあるでしょうか。これらのキャッチフレーズが、より現実的になったときに、初めて生涯学習社会が到来したといえるのです。いじめにあいそうな子供が学区を超えて通学することの自由度はかなり広がり、夜間中学やフリースクールの存在も認められ始めています。自らの能力に応じたオープンスクールや飛び級、大学や大学院への早期入学の制度も少しずつですが整いつつあるのは事実です。反面、こうした状況にもなじめない子供たちへの対応に苦慮している現実も明らかになってきています。特に、精神的、あるいは、肉体的なハンディを抱えている子供たちへの配慮は必ずしも十分とはいえません。こうした不安に答え、すべての人々が、安心して、豊かに過ごせる世の中が到来して、初めて、生涯学習社会が成立することになります。

これまで、教育は、学校教育、家庭教育、社会教育の融合によって展開されるといわれ、それぞれに努力していたのですが、現代の子供た

ちの姿を見ていると、それらが十分に機能しているとは言いがたい様子がいたるところで見受けられるようになってきました。そうした反省の結果、学校教育制度も根本から変更されようとしており、従来、それぞれの家庭に任されていたはずの家庭教育の分野も国を挙げての重要事項としてとらえられるようになりました。そして、社会教育の分野も、本来、地域の人々の自主的、自発的生活学習のチャンスとして位置づけられていたものが、十分に機能せず、新たな課題を抱え始めたように思います。

生涯学習の理念が定着する以前の人々は、乳幼児期の基本的な生活習慣を家庭で身につけ、また、児童期には学校で、集団的に社会生活のための基本を学び、社会教育は、主として、学校教育を終えた青少年や成人を対象として展開されがちであり、しかも、健常である場合を標準として考えられる傾向にありました。先の、夜間中学やフリースクールなどは、少数の限られた人々の為のものであると考えられ、どの地域にも存在するものでもありませんでした。

本来、社会教育は、人々が協力し合って、今よりも豊かで幸せな生活を送るために学ぶことを言うのであって、それは、必ずしも学校教育などの制度を補完するものではないはずです。法的にも、教育基本法に基づいて、社会教育法は学校教育法と対比する形で設置されており、私たちは、このことを再確認すべきでしょう。

ボーイスカウト運動なども社会教育的活動であるとすれば、学校教育を補うなどと消極的に展開するのではなく、むしろ、学校教育をリードするぐらいの積極的な気概で取り組むことも大切なことかもしれません。そして、社会教育を展開していく上で最も大切なことは、世の中に生きている様々な人々一人ひとりの豊かな生活を保障してあげる努力を忘れないことです。ボーイスカウトの日常の活動であれば、隊長は、一人ひとりの隊員に心配りをし、一人ひとりの成長をあたたかく見守り、一人ひとりの“それ

ぞれの今”をしっかりと認識し、認識した“それぞれの今”を、他の隊員に理解してもらえようような援助に心を砕くことでしょう。

“共生”というキーワードは、そこから広がり示すことになるでしょう。

## 5. 保護者の願い

多くの障害児の場合は、特別な場での教育が優先され、地域の子どもたちと一緒に近くの公園で遊んだり、地域の保育園、幼稚園、そして、学校において共に学び、経験を共にする機会が限られたり、閉ざされたりすることがあります。それとは逆に、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の軽度発達障害児の場合は、近くの公園、保育園、幼稚園、学校で地域の子どもたちと一緒に過ごしますが、いろいろな場面で誤解され、叱責をうけたり、自信を失ったり、孤独感を味わったりしてしまうことがあります。しかし、いずれの場合であっても、地域の中で共に育ってほしいと保護者は願います。

このような子どもたちには、地域の中で、異年齢の小グループ集団があれば、誤解も解けやすく、見過ごされがちな長所にも気づいてもらえ、自信を持ち、仲間関係を築くことができます。さらに、自然の中の活動であるなら、子どもに癒しの効果ももたらされるのではないかとの期待もあります。それらは、障害のある子どもを抱える家族にとって、地域の中で支え合いながら生きていくことができるという希望へとなります。

## II. 障害児スカウティングの現状

### 1. 日本アグーナリー

日本における障害児スカウティングの発展は、1973年に愛知県で行われた第1回日本アグーナリーから、30年を経て、大きく変化してきました。この活動が始まった当初のスカウティングの核となったのは、学校や施設を中心として発団した団であり、障害の種類も身体に障害のあるスカウトのこの運動への参加により始まりました。学校教育への義務化などの1970年代の終わりごろから、知的障害を持ったスカウトたちがこの運動に多く参加するようになり、国際障害者年（1981年）前後には、アグーナリーだけでなく障害を持ったスカウトのための大会が開かれるなど、大きな反響もありました。近年では、一般団にインクルージョンで参加するスカウトが増加し、学習障害などのスカウトたちがこの運動に積極的に参加するようになってきています。また日本アグーナリーへの参加スカウトも増える一方、アグーナリーでの奉仕を希望するベンチャースカウト・ローバースカウトの参加も増加し、日本アグーナリーが障害のないスカウトにとっても教育プログラムとしての役割を大きく担う大会に成長しています。

9NAにおける障害者数と割合、障害の種類

参加区分	障害者	全参加者	割合
カブスカウト	30	61	49.18%
ボイスカウト	67	199	33.67%
ベンチャースカウト	59	86	68.60%
ローバースカウト	51	69	73.91%
隊指導者	4	233	1.72%
奉仕スカウト	3	335	0.90%
本部要員	16	307	5.21%
小計	230	1,290	17.83%

ガールスカウトは、同年代のB S部門で計上

分類	障害の種類	症例数
1	視覚障害	1
2	聴覚障害 難聴	9
3	肢体不自由 脳性麻痺	26
4	知的障害 発達遅滞、ダウン症	134
5	自閉症	60
6	情緒障害	1
7	学習障害 LD、ADHD	8
8	病弱	0
9	てんかん	2
10	不明	8
	合計	249

複合の場合には、それぞれ計上

上記分類は、9NA申込処理の為に別けた分類



## 2. 現況調査のためのアンケート

障害児スカウティング検討チームでは、チーム員が人的ネットワークを通して、調査協力をしていただける地区を単位とした「現況調査」を行いデータを収集しました。この調査は無作為に抽出した地区を対象として、下記項目を聞き取りないしは、アンケート形式によって行い、いくつかの注意点も添えて依頼し、実施しました。(調査結果は、10頁・表1「現況調査一覧」を参照)

### 「調査項目」

1. 受け入れに対する団の取り組み  
(積極的・消極的・検討中から選択し、適宜意見を記入)
2. 保護者のニーズ
3. 現状の課題
4. 県連盟・日本連盟に対する支援・要望
5. 障害のあるスカウト(特別な配慮を必要とするスカウト)の登録数

「障害の種類や定義」については示さず、聞き取り対象者の概念による。

この「**障害児スカウティングの現状**」では、「受入に対する団の取り組み」と「現在、スカウティングに参加している保護者の期待」について報告し、「現状の課題」と「県連盟・日本連盟に対する支援・要望については」「**具体的実行課題**」の中で報告いたします。

### (1) 受入に対する団の取り組み

受入に対しての各団の取り組みについては概ね積極的な団が多く、各団では入団の際には面接などを実施し、前向きに対応していこうという姿勢で取り組んでいます。地区によっては、「障害児スカウティング委員会」が設置されていて、勉強会などの実施や指導者への情報提供の場があることを効果的であると評価しています。こうしたサポートシステムの存在が受入に対して大きな役割を果たしています。ただし、団によっては障害のあるスカウト(特別な配慮を必要とするスカウト)と健常児のスカウトとを分けて指導することや障害のあるスカウト(特別な配慮を必要とするスカウト)のための専任の指導者が必要という意見があり、この点についてはさらに検証や直接意見を交わす必要があります。また障害児団の存在は、地区・県連盟からも大きな評価を受けて、その地域における障害のあるスカウト(特別な配慮を必要と

するスカウト)の選択肢を広げる役割を担っており、多くの障害のあるスカウト(特別な配慮を必要とするスカウト)が参加し、受け入れてきた歴史を重ねています。また県連盟としてのアグーナリーの開催や県連盟として注意欠陥/多動性障害(ADHD)などの障害を理解するためのワークショップの開催などの取り組みも行われています。

消極的にならざるを得ないという回答した団からは、「現在受け入れをしているが育成に困難な状況にある」という意見や「安易な受入を行ってしまったと感じ、集会に出席はしているが、参加できているように感じられない」という意見も寄せられています。必要な情報が得られていないことや受入をしていくための準備の大切さが浮き彫りになっています。また、ある地区からの意見では「カブ隊からボーイ隊への上進について」の問題点を指摘する意見もあり、対応をしていくヒントがほしいという希望も寄せられています。

検討中との回答のあった団からは、「情報が欲しい」という意見、「障害児スカウティングを勉強したいという強い意欲や学習機会の提供を望みます」という意見がたいへん多く寄せられています。障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）の受入をしていく上でも、積極的な方向へ結びつけることも可能であると思います。

これらの受入に対する団の意向から読み取れる要望などについては、「具体的な実行課題」の中で、報告をしていきたいと思えます。

## (2) 現在、スカウティングに参加している保護者の期待（現状調査アンケート回答から）

現状調査からは、調査項目として「保護者のニーズ」を回答していただくようお願いをしました。この報告書では、項目として、「保護者の願い」（5頁）があり、これと合わせて参照していただくようお願いいたします。

現在、スカウティングに参加している保護者の期待としては、「ボーイスカウト」が障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）を受け入れている団体として、評価しています。「当事者の保護者として、ボーイスカウトに参加することを満足しています」という感想もあります。子どもたちだけの環境や子どもたち同士のコミュニケーションなどを見守る中で、低年齢の部門での参加は比較的スムーズに行っているようです。ただし、保護者の集会への参加という条件をおいている隊が大半を占めています。

「いろいろな子供がいて当たり前のボーイスカウトになってほしい」という意見も寄せられています。「健常児の子どもたちと一緒に社会に貢献できる機会を提供していただけることは、親としての喜びです」との声も寄せられています。

障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）を受け入れる際の団での面接の場で「障害のある、特別な配慮を必要とする」ことを認めない保護者の方もあり、受入をする団・隊指導者と一致しないことの悩みも寄せられています。また、「YMCAなどの他の青少年社会教育団体での障害のある子どもたちの受入についての積極的な情報交換や交流を望みます」という要望も寄せられています。

## (3) 指導者のニーズ

### ニーズの傾向

各地区におけるアンケート報告書から抽出される「指導者のニーズ」としては、以下のカテゴリーに大別されます。

#### i. ニーズがない、もしくはわからない

「どういう支援が必要なのか見当がつかない」「特になにもない」

#### ii. 障害児・障害児支援団体との交流機会の増加への要望

「アグーナリーなど・・・機会を増やしていただければ」「YMCAなど軽度障害児サポートを行う団体と積極的に交流して欲しい」

#### iii. 情報取得に対する要望

- a . 障害に関する基本的な知識
- b . 隊運営（集会実施）の実例等
- c . 情報取得方法の拡大（webの利用）

#### iv. 受け入れに対する方針、指針提示の要望

「受け入れに対する団（県・日連）の方針がわからない（無い）」

#### v. 体制整備に対する要望

- a . 指導者不足への対応
- b . 専任指導者育成
- c . 講習会、研修所、実修所等、指導者育成プログラムへの反映

## ニーズの特徴と背景の推察

ニーズの傾向から得られる特徴としては、非常に多岐に渡る、同様のカテゴリーにおいても統一性がないといった点が上げられ、その背景として以下の項目が推察されます。

### i. 受け入れもしくは障害児との接点の有無

明らかに接点の有無が解釈可能の回答のみから、接点の有無は要望の方向性・内容に影響を与えていることは明らかです。

### ii. スカウト運動への本質的理解度、指導者のスキル

回答指導者の属性情報が明らかでないため、あくまでも仮説ではあるが、スカウト運動への本質的な理解度が低いほど、障害児と健常児にはっきりとした線引きを行ってしまう傾向が推察され、実務的・技術的なスキル修得の要望や方針・体制整備といった自己責任外への要望傾向が強いように感じられます。

### 今後の検討の進め方

現時点で得られた「指導者のニーズ」は傾向分析および仮説立案を構築することは可能であるが、その要望の定量的な解析が不可なため、要望に対する対策（案）の効果を保障することが困難と思われれます。

したがって、もし可能であれば本検討チームにおいて上記要望の仮説構築を行った後、主催要旨隠蔽のグループインタビュー等の実施により、ニーズの傾向の確証を捉える定性分析を実施したいと考えます。

## (4) 現状調査を通して

この現状調査から多くのことを知ることができました。

各団に参加している障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）は、確実に増

えてきています。そして、積極的に受入を行っている団もあれば、受入をしてきたが、その対応についての悩みや問題もあり、適切な支援を必要とする現状におかれています。（次頁・別表1）のとおり、地区によっては総スカウト数に対する障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）が多く参加しています。これも地域によって、教育行政の在り方も大きな要因となっていると考えられます。そして、子どもたちが学校以外で過ごす場の問題は、障害のある子どもたちだけの問題ではなく、文部科学省が取り組むことになった「子どもの居場所づくりプラン」など、これからボーイスカウトでの実施の過程においても、障害のある子どもたちへの配慮を検討する必要があると思います。

障害のあるスカウトを受け入れてきた団は、ノーマライゼーション、社会での取り組みが高まる中で増えてきており、全国に95個団（平成11年調査）あり、地域の中での受入をする役割を果たしてきました。しかし、平成11年を最後に全国調査が行われていません。前述のように地区・県連盟に障害児スカウティングを推進する役割を果たしてきた障害児スカウティング委員会や障害児スカウティングチームなどのサポートシステムの存在も大きな役割を果たしています。

障害児スカウティング検討チーム 現状調査一覧

通常団に在籍する障害児（特別な配慮を要するスカウト）の現況  
 一部障害児団の所在する地区を含む）

	団数	BVS	CS	BS	VS	RS	総数
A 地区	27	189	481	351	161	188	1370
(在籍数)		8	12	7	1	2	30

(神奈川県：都市部 27個団 スカウト総数 1370名)

回答数21個団 48%(13/27)の団に在籍

地区内総スカウトに対する割合 2%

	団数	BVS	CS	BS	VS	RS	総数
B 地区	12	63	134	144	95	82	518
(在籍数)		3	6	3	13	9	34

(千葉県：周辺都市 12個団 スカウト総数 518名)

回答数9個団 33%(4/12)の団に在籍 地区内に障害児団があり

地区内総スカウトに対する割合 7%

	団数	BVS	CS	BS	VS	RS	総数
C 地区	9	49	112	138	64	51	414
(在籍数)		1	1	1	1	0	4

(千葉県：周辺都市 9個団 スカウト総数 414名)

回答数5個団 33%(3/9)の団に在籍

地区内総スカウトに対する割合 1%

	団数	BVS	CS	BS	VS	RS	総数
D 地区	13	89	156	180	95	83	603
(在籍数)		2	2	1	3	0	8

(静岡県：都市部 13個団 スカウト総数 603名)

回答数13個団 15%(2/13)の団に在籍 地区内に障害児団があり

地区内総スカウトに対する割合 1%

	団数	BVS	CS	BS	VS	RS	総数
E 地区	8	58	134	101	57	4	354
(在籍数)		0	5	1	0	0	6

(埼玉県：周辺都市 8個団 スカウト総数 354名)

回答数6個団 66%(4/6)の団に在籍

地区内総スカウトに対する割合 2%

### III. これからの障害児スカウティングの方向性

#### 1. 一人ひとりのスカウティング

障害のあるなしに関わらず、全ての子どもにはそれぞれの教育ニーズがあります。

1994年6月の「ユネスコ・サラマンカ宣言」によってインクルージョンを世界的に発展させようとする考え方が明らかにされました。インクルージョンは全ての子どもが環境の豊かさや貧しさ障害の有無に関係なく、基本的には同じ場所で個々に対応した配慮のもと共に学習すべきであり、一人ひとりのニーズに見合った配慮や内容を準備していこうという考え方です。国連・子どもの権利委員会もこの考え方を取っています。

いわゆる「障害児」だけに手厚い支援を与えるのではなく、境界線上にある子ども、あるいは通常の子どもでも長期的、短期的に様々な教育ニーズがあり支援が必要であるということです。学校教育だけでは解決できない多岐にわたった支援が考えられ、学校教育とコミュニティーとの協力・連携が必要になります。

スカウト運動では、創設以来、個人教育を強調してきましたが、ここで再度、その原点に立ち返り、障害のあるなしに関わらず全てのスカウトに対するインクルーシブなスカウティングの推進に向けた実践的研究を提案いたします。

#### 2. 小グループ

スカウト運動の特徴のひとつである小グループ活動は、コミュニケーション・人間関係・社会性等の涵養に大きな効果を果たしてきました。障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもたちにとっては、その特性から、情緒の安定がはかられる小グループによる活動が必要になります。

本人や保護者の教育ニーズも社会性の涵養にあると言えます。

障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもを含んだ小グループ活動の推進に向けた実践的研究を提案いたします。

#### 3. 五感教育

じっとしていることが難しい子、みんなの中で話を聞くことが難しい子、順番を待つことが難しい子、書くことが難しい子・・・たちは、見る・聞く・書くなどの認知発達に偏りがあると言われています。野外においてゲームとして展開される五感教育は、まさに認知発達を促す適切な教育内容といえます。また、楽しいゲームの中でルールや社会性も育てることができ、できたという体験を通して自己有能感を育みます。ただ苦手なことばかりではなく得意なことを伸ばすことを第一に考えることが重要です。

五感教育は普段のスカウト活動の中心的な内

容です。障害に関する高度な専門性より、スカウト運動の原理と方法に忠実であること、子ども一人ひとりをきちんと見つめること、活動における一人ひとりのねらいを明確にすることが大事で、障害児と活動することは難しいことではありません。

#### 4. 保護者とのコミュニケーション

子ども一人ひとりには、その子を援助する人的ネットワークがあります。

まずは保護者で、保護者は「自分の子どもの専門家」です。保護者は親の役割の一つとして子どもを援助するので、「役割的な援助者」と呼びます。子どもが社会の一員となるように育てる役割と子どもが苦戦しているときに援助する役割をもっています。

次に学校の先生で、教科の指導など、複数の役割に関連させながらその一つの側面として子どもを援助するので「複合的（職業的）な援助者」と呼びます。

職業でも家族でもなく、援助的な関係をもつ人が「地域社会的な援助者」で、保護者でも先生でもない友人、地域のお兄さん・お姉さん、おじさん・おばさんなどです。

これらの役割をもった援助者たちは、どの人もその役割の専門家と言えます。対等の立場で一人の子どもを援助するネットワークを形成しているのです。大切なことは、スカウト運動の指導者の力や立場を、子どもの援助のためにどう活用するかです。それぞれの援助者は、自分ならではの、自分式の、自分の立場を生かした援助をめざしたいものです。

子どもの苦戦していることを親の育て方のせいにしたり、態度を非難したり、保護者の協力が得られなければこちらもなにもしないなどいうことであつたら・・・すべては受容から始

まります。ネットワークを作る第一歩は同じ援助者としての保護者とのコミュニケーションと信頼関係にあると言えます。

まして、障害のある子どもや苦戦をしている子どもの保護者は、多くの悩みを抱えています。地域として親子を支え、ネットワークの一員として子どもの援助にあたるのが重要といえます。

また、保護者は「自分の子どもの専門家」です。その障害のある子どもの対応に困ったときは、子どもの実際の様子を知らない著名な教育専門家や著書ではなく、保護者に相談することが一番よい解決方法です。そういった意味からも保護者とのコミュニケーションが重要になります。

障害児の保護者に限らず、スカウト運動における保護者を中心とした援助者のネットワークづくりの実践的研究を提案します。

#### 5. 子どもの実態とニーズに応じた多様な対応

「新しい障害の概念」の中で述べてように、障害は本人の意思や状態、本人を取り囲む環境や援助資源、ライフステージ（年齢）等の相互作用によって流動的に変化をします。つまり教育ニーズも短期的、長期的に変化し、特別な配慮が不必要になったり、突然必要になったりするということです。

したがって、多様で柔軟な対応が求められます。年度途中であっても、必要な対応について検討し調整することになります。「障害児団が通常の団か」、「ジャンボリーかアグーナリーか」という論議ではなく、選択可能な多様な場と対応を準備する必要があります。

## IV. 具体的な実行課題

障害児スカウティング検討チームで行った現状調査の項目中、「現状の課題」と「県連盟・日本連盟に対する支援・要望」を中心に「受入に対する団の意向」と「保護者のニーズ」から求められているニーズを含めて報告します。

### 1. 受入に関する具体的な配慮事項について

現状の課題を分析する中で、「情報の不足・必要性」が上げられています。そもそも障害とは何か、学習障害とは何か、ADHDとは何かということなどを「障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）の受入を検討中」と回答した団からニーズが上げられています。情報をタイムリーに伝達することが必要であり、「隊・団指導者」、「保護者」、「コミッショナー」その他加盟員全体に対して、情報の発信と受信という相互方向でのやりとりが必要であると思います。

「すべての指導者が障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）の入団前に必要な知識と心構えを研鑽する機会」が必要であると思います。障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）への理解・啓発のみならず、いわゆるジェンダーの考え方など社会での取り組みや変化などについても理解・啓発することの必要性があると思います。

障害の種類や程度、進歩進級などの個別的問題点についても、スカウティングの教育方法に基づいて、コミュニケーションの活性化（指導者間、保護者との間、他のスカウトへの指導、

コミッショナーの支援）タイムリーな情報提供などにより解決を進めていく必要があります。

### 2. 県連盟・日本連盟の支援事項について

#### (1) 全国規模での現状調査の実施（定期的な調査を行うことを含む）の必要性

障害児スカウティングの現状を的確に収集し、分析することの必要性があると思います。平成11年度を最後に全国的な規模での調査は行われていません。2001年に行われた「スカウトプロフィール2001」のような全国規模で行われる調査の中に、項目を取り込んで調査してはどうかと思います。定期的な現状調査を行い、「隊や団では、何を求め、何が問題となっているのか」を調査することが必要であると思います。調査内容と分析方法などを行う組織・機関については、今後検討し、速やかな実施が必要であると思います。

現在、進歩・進級に関するテーマ、活動の在り方や進め方（特にボーイ部門以上での活動）上進における問題点などが寄せられています。具体的な解決につながる進め方を示すことも必要ではないかと思います。

## (2) 隊・団へのサポートシステム

### ・指導者訓練の場に定型、定型外を想定した訓練の場を設定すること、ワークショップなどの開催

講習会、研修所などの定型訓練や定型外訓練の見直し（指導者の研鑽の場の必要性）

既存の訓練の場に組み込むことも検証する。指導者を支援する立場にあるコミッショナーに必要な情報の提供とコミッショナー訓練の中に「障害児スカウティングを研鑽する場」を提供する。

各種指導者訓練の実施を担当する「トレーナー」に対して、必要な情報の提供と訓練の中に「障害児スカウティングを研鑽する場」を提供する。

参加・提供を行う対象：

- 隊指導者、団指導者、保護者
- 県連盟正副コミッショナー
- 地区正副コミッショナー
- 団担当コミッショナー
- 正副リーダートレーナー

一番に多く寄せられた希望として、「指導者（団指導者を含む）の研修機会の提供」と「保護者が学ぶ機会の提供」が上げられます。これまで行われた指導者訓練の検証を伴いますがニーズとして明確に上げられています。旧障害児スカウティング委員会で実施していた障害児スカウティング研究会・障害児スカウティング指導者研究会の内容を検証し、実施に向けて取り組む必要があると思います。

これまで行われた指導者訓練の検証を隊指導者向けと同様に必要としますが、コミッショナーの訓練の場においても研鑽の場を提供する必要があると思います。隊・団指導者に対する支援を行う立場にあるコミッショナーに対してもタイムリーな情報提供と障害児スカウティングの基本的なスタンスを知らせる場を設け、支援に必要な知識と心構えを提供することが必要であると思います。

前述のとおり、指導者・保護者・コミッショナーに対する学習機会の提供を検討すると、指導者訓練の実施を担当するトレーナー向けにも、必要な情報提供と訓練の場の提供を検討する必要が想定されます。これまでのトレーナーの訓練の検証を伴うことは前述のとおり必要であると考えますが、定型・定型外の指導者訓練を担う立場にあるトレーナー向けに必要な情報の提供と研鑽の機会を設けることが必要であると思います。

### ・隊長ハンドブック別冊「障害児スカウティングの手引き」の改定の実施

日本連盟が発行している隊長ハンドブック別冊「障害児スカウティングの手引き」については、平成3年4月30日改訂初版が発行されて以来、改訂作業などは行われていません。この間の教育行政の変化や世界保健機構（WHO）の国際生活機能分類など収録したい内容など、多くの新しい情報も存在しています。手引書・マニュアルが欲しいというニーズが寄せられましたが、「障害児スカウティングの手引き」が隊長ハンドブックの別冊として存在していることや発行されていることを知らないという意見も聞かれました。早急に改定作業に着手することが必要であると思います。

### ・隊と団への定期的な訪問による支援

団担当コミッショナー、地区正・副コミッショナーによる現状の把握と個別・具体的な支援の実施（県連盟正・副コミッショナーによる支援を含む）

団・隊の活動の現場では、多くの悩みや問題を持っています。この現状を把握し、個別・具体的な支援の中心的な役割がコミッショナーであると思います。定期的な訪問を計画し、悩みの解決や問題の解決に向けた支援が必要であると思います。



### (3) 理解・啓発

- ・ **障害児スカウティングの広報のための、理解・啓発のためのリーフレットやパンフレットの作成**

障害児スカウティングをPRするリーフレット、理解・啓発のためのリーフレットやパンフレットを作成し、連盟内に留まらず広く社会に向けても広報を行うことが必要であると思います。

- ・ **日本連盟全国大会におけるブース設置及び広報活動の実施**

大きく変わる平成17年度からの全国大会の場で、障害児スカウティングに関するブースを設置し、広報活動を行う。社会の変化や教育行政の取り組み、現状を参加者の方々にPRし、理解・啓発につながるように活動を実施してはどうかと思います。

- ・ **子育て、指導のヒント、人間関係技能向上、子供の理解のための実践的セミナーの実施**

集中力のない、落ち着きのない、周囲になじめないでいる子供の理解に向けて、障害児スカウティングへの理解・啓発に留まらず、より実践的なセミナーを実施し、ボーイスカウトの取り組む、一人ひとりの潜在的な力を引き出す個人教育の在り方を理解・啓発するためのセミナーを実施してはどうかと思います。

- ・ **障害のある人々との活動を希望するスカウト向けのリーフレット・手引書の作成**

第8回日本アグーナリー、第9回日本アグーナリーを経て、日本アグーナリーに参加し、障害のある人々との活動を希望するベンチャースカウト・ローパスカウトがたいへん増えてきています。こうしたスカウトたちは社会におけるボランティア意識の向上とスカウト運動の果たす役割からも更なる理

解・啓発につながるようなヒントや知識を求めています。こうした活動を希望するスカウトたちへのリーフレットや手引書を作成し、提供することが必要であると思います。

### (4) 情報提供

- ・ **スカウティング誌や日本連盟ホームページを通じたコミュニケーションの場を設ける(情報の提供と情報のやり取りの場を設ける必要性)**

現状調査のニーズの中からは、「情報が欲しい」という意見が多く上がっています。日本連盟の機関誌である「スカウティング誌」の中で、定期的な情報の掲載と読み手側からの情報提供を求めて、コミュニケーションを深めることが必要であると思います。また日本連盟ホームページにも障害児スカウティングの情報を発信・受信する場を設けて、広く新しい情報を提供できるような仕組みを検討することも必要であると思います。

- ・ **世界スカウト機構(WOSM)や諸外国の障害児スカウティングに関する書籍・刊行物の翻訳刊行と情報の紹介**

世界スカウト機構(WOSM)では、「SCOUTING WITH THE DISABLED」(障害者とのスカウティング)が発行されています。また「Together 誌」- 各国で障害児スカウティングを担当する人々に向けた冊子(1983年7月~1983年2月まで刊行)、「WE CAN」キット 障害児スカウティングに責任をもつ指導者向けの資料キット(1989年3月世界スカウト事務局プログラム課発行)、「AWARE」情報新聞・教育的ツールとして世界スカウト事務局プログラムサービスより発行(1988年9月から1992年6月まで16号を発行)

以上の多くの書籍・刊行物がWOSMから発行されており、必要に応じて翻訳・刊行による

提供も必要であると思います。

また、英国スカウト連盟、オーストラリア・ビクトリア州連盟、アイルランド、ベルギー、スペイン・カトリックスカウト連盟などが障害児スカウティングに関する資料作成と発行を行っています。カナダ連盟機関誌においてもADHDに関する特集が取り上げられており、これらの取り組みや情報を提供することも必要であると思います。

#### ・他の青少年社会教育団体との情報交換と交流

世界スカウト機構（WOSM）はAWAREの発行に伴ってYMCAや「子供対子供連合」との共同のアプローチを実施しています。今後、ガールスカウト日本連盟やYMCA、YWCAなどと障害のある人々の参加についての研究や情報交換などの機会も検討することが必要であると思います。またCONEなどでも、さまざまな子どもたちが楽しむことができる自然体験活動への取り組みや文部科学省「子どもの居場所づくりプラン」の中でも、ボーイスカウトにおける具体的な取り組みを示すことも必要であると思います。

#### (5) 実践研究（パイロット団による実践の研究）

障害児スカウティングを更に推進していくために、実践研究を行うことが必要であると思います。実践研究を行うパイロット団を募集し、実際に取り組みを行い、研究する必要があると考えます。

#### ・個人教育の更なる推進

障害のあるなしに関わらず、すべての子供にはそれぞれの教育ニーズがあります。スカウト運動は創設以来、個人教育を推進してきましたが、具体的な実践研究を提案します。

#### ・障害児のグループ活動への参加による本人と周囲のスカウトの変化

障害のあるスカウト（特別な配慮を必要する

スカウト）のグループへの参加は、日本ジャンボリーや世界ジャンボリーへの参加の場や通常の隊や組での活動などで、大きな教育的効果があることの報告が寄せられています。こうした障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）のグループへの参加による本人と周囲のスカウトの変化を実践的に研究し、障害児スカウティング推進のための理解・啓発につながる研究へと結び付けていくことが必要であると思います。

#### ・保護者を含めた地域での活動

保護者は「自分の子供の専門家」であります。障害のあるスカウト（特別な配慮を必要とするスカウト）の保護者は多くの期待と希望を持ち、スカウト運動に参加しています。こうした保護者の方々と身近な地域での活動は、障害のある子供たちの社会への参加、身近な地域で生きることの大切さを伝えていく上で、大きな役割を担っていくものと思います。こうした地域での活動を促進し、理解・啓発へつなげていくことが必要であると思います。

#### (6) 障害児スカウティング推進計画の策定

#### ・障害児スカウティングの推進計画を策定し、実行する。

障害児スカウティングを推進し、すべての青少年に開かれている教育運動であるということをも社会に対してもアピールしていく上で、長期・中期・短期の視点で具体的な取り組みを検討していくことが必要であると思います。

#### ・障害児スカウティングの担当者の設置

策定された推進計画を実行していくために、そして障害児スカウティングをこれから積極的に推進していくためには、障害児スカウティングの担当者を明確に設置することが必要であると思います。定期的な情報の収集と分析を担い、発信する役割が必要であると思います。

## V. 参考・用語説明

### 1. 世界スカウト会議の決議

第31回世界スカウト会議（オーストラリア・メルボルン 1988年1月11日～15日）

B4 / 87 障害児スカウティング

- 本運動のすべての指導者が、障害児スカウティングを推進する責任を持っているという見解に賛同する。
- すべての国のスカウト組織に対し、能力に係わりなく全ての青少年のニーズに対応するよう、各国のプログラムを見直すことを要請する。
- すべての国のスカウト組織に対し、障害児スカウティング推進を専門に担当させるため、国家レベルのプログラム・チームの中に影響力のある有力な指導者1名を置くことを強く奨励する。
- 各国スカウト組織に対し、障害児スカウティングの効果的な推進のため、十分な資源を活用することを要請する。

### 2. 用語

#### ■ WHO（世界保健機構）

健康を基本的人権のひとつととらえ、その達成を目的として設立された国連の専門機関

#### ■ ユニバーサルデザイン

できるだけさまざまな人にとって、まちやものを使いやすくすること

#### ■ 学習障害（LD）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習

得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

#### ■ 注意欠陥／多動性障害（ADHD）

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## ■ 高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## ■ 内閣府障害者施策推進本部「重点施策実施5か年計画」

関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として内閣府に設置される。

## ■ 「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」

平成16年10月に厚生労働省障害保健福祉部より出された障害保健福祉の改革案。

障害のある人が普通に暮らせる地域づくりとニーズや適性に応じた自立支援を基本的な考え方としている。

## ■ 日本アグーナリー

アグーナリーはギリシャ語の“AG OON”（「集会」「競技会」の意）からきた言葉で、ボーイスカウト用語としては、1ヶ国あるいは数ヶ国の障害スカウトが集まって開く行事を表す。

単にアグーン“AG OON”とする場合もあるが、“ジャンボリー”（JAMB OREE）や“キャンボリー”（CAMP OREE）のように“OREE”をつけて、“アグーナリー”（AG OON OREE）と呼ぶようになった。

## ■ インクルージョン

インクルージョンとは「本来的に、すべての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、さまざまな状態の子どもたちが学習集団に存在していることを前提としながら、学習計

画や教育体制を最初から組み立て直そう」といった論理構造を有しています。文字どおり「すべての子どもたちを包み込んでいこう」とする理念です。

## ■ 「子どもの居場所づくりプラン」

「子どもの居場所づくりプラン」は文部科学省により推進される事業。青少年の問題行動の深刻化や、青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、その背景には家庭や地域の教育力の低下の問題があると考えられる。このため、家庭、地域、学校が一体となり、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育もうと、全国の学校等を活用し、放課後や休日に地域の大人の協力を得て、子どもたちの「活動拠点」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されることが期待されている。

## ■ ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「障害をノーマルにするということではなく、障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること1」を意味している。このノーマライゼーションという考え方は、今日、障害をもつ人たちだけでなく、高齢者、女性など、社会的弱者とみなされている人々に対する基本的な理念となっている。